

すばる訪問看護リハビリステーション運営規程

【訪問看護・介護予防訪問看護】

(事業の目的)

第1条

メディカルブリッジ株式会社が開設する、すばる訪問看護リハビリステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「訪問看護」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）であり、主治の医師が必要と認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1、訪問看護の提供に当たり、事業所の看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 事業所は指定介護予防訪問看護の提供に当たり、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を図る。
- 3、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。
- 4、事業所は事業の運営に当たって、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。
- 5、指定訪問看護のサービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業所へ情報提供を行うものとする。
- 6、前5項の他に、神奈川県が条例で定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条

訪問看護の提供に当たっては、事業所の看護師等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条

訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 すばる訪問看護リハビリステーション
- (2) 所在地 神奈川県藤沢市石川 2-15-1

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第5条

事業所における従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 保健師 1名 (常勤・看護職員兼務)
管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう必要な管理及び従業員の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業員に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- (2) 看護職員 保健師 2名 (常勤専従)、
看護師 5名 (常勤専従 3名、非常勤専従 2名)
准看護師 0名 (非常勤兼務 0名)
看護職員は、訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を行う。

(営業日及び営業時間等)

第6条

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日及びサービス提供日 月曜日から金曜日までとする。ただし祝日、12月30日から1月3日は営業しない。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで
- (3) サービス提供時間 午前9時00分から午後5時まで

(訪問看護の内容等)

第7条

訪問看護の内容は、次のとおりとする。

対象：サービスを希望されるご本人とご家族

- (1) 症状、障害の観察
- (2) 日常生活の支援
- (3) 家族の支援
- (4) リハビリテーション

- (5) 身体、健康管理と指導
- (6) その他医師の指示による医療処置

(緊急時における対応方法)

第8条

- 1、訪問看護実施中に、利用者の病状に急変等が生じた時は速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等適切な措置を講じるものとする。
- 2、前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告することとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対し、虐待の防止のための研修を新規採用時および年2回定期的に実施する。
- 4 利用者およびその家族からの苦情処理体制の整備をする。
- 5 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。
- 6 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等の適正化)

第10条

- 1 利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。
- 2 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(利用料等)

第11条

- 1、訪問看護を提供した場合の利用料金は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じて支払いを受けるものとする。ただし、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

- 2 訪問看護を提供した場合の利用料金のほか、第 10 条の通常の事業の実施地域を超えて行う訪問看護等に要した交通費は、その交通手段に関わらず一切徴収しない。
- 3 利用料の支払いを受けた時は、利用者又はその家族に対し、利用料とその他利用料について記載した領収書を交付する。
- 4 利用者の都合により当日の利用を中止した場合、キャンセル料としてその一割の額を徴収する。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りでない。

(通常の事業の実施地域)

第 12 条

通常の実施地域は、藤沢市全域、横浜市戸塚区、泉区、栄区、瀬谷区、茅ヶ崎市、鎌倉市高座郡寒川町、綾瀬市、海老名市とする。

(衛生管理等)

第 13 条

看護師等は清潔の保持及び年 1 回の健康診断を行い健康状態の管理に努める。
また、事業所の設備及び備品等の衛生管理に努めるものとする。医療廃棄物については、事業所へ持ち込まず、利用者又はその家族が医療機関に持ち込む等して処理する。

(相談・苦情処理)

第 14 条

- 1、事業所は、利用者からの相談、苦情等に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
- 2、事業所は、提供した訪問看護に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じる等市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。
- 3、事業所は、提供した訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

(事故処理)

第 15 条

- 1、事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2、事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行う。

(秘密の保持)

第16条

- 1、事業者は、利用者の個人情報について「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び個人情報保護に関する法律を遵守し適切な措置を講じる。
- 2、従業者は正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- 3、事業所はサービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合はあらかじめ文書により同意を得ることとする。

(記録の整備)

第17条

- 1、事業所は訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結から5年間保存する。
 - (1) 主治医の指示書
 - (2) 訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書
 - (3) 訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書
 - (4) 提供した具体的サービス内容等の記録
 - (5) 利用者に関する市町村への報告等の記録
 - (6) 苦情・相談等に関する記録
 - (7) 事故の状況及び事故に対する処置状況に関する記録
- 2、事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了の日から5年間保存する。

(その他運営に関する重要事項)

第18条

- 1、事業所は職員の資質向上のために以下の研修機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1月以内実施する。
 - (2) 継続研修 年2回以上実施する。
- 2、この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はメディカルブリッジ株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和3年5月1日から施行する。

改定事項

令和1年11月11日	第10条 通常の事業実施地域の変更 (追加) 鎌倉市、瀬谷区一部、栄区一部、戸塚区舞岡町 を追加
令和2年2月1日	第5条 (2) 看護職員数の変更 第10条 通常の事業実施地域の変更 (別紙1 2020.02.1) 横浜市戸塚区、泉区、茅ヶ崎市、綾瀬市を全域に変更
令和2年11月1日	第5条 (2) 看護職員の人数変更 保健師1名、看護師2名 (3名中パート1名)
令和3年2月1日	管理者変更に伴い第5条 (1)、(2) 変更 (1) 管理者 保健師1名 (常勤・看護職員兼務) (2) 管理者含めた表記方法に変更 看護職員：保健師2、看護師3 (5名中パート2名)
令和3年3月1日	第5条 (2) 看護職員数の変更 (総人数5名→4名に)
令和3年4月1日	第5条 (2) 看護職員数の変更 (総人数4名→5名に)
令和3年5月1日	第5条 (2) 看護職員数の変更 (総人数5名→4名に)
令和3年7月26日	第5条 (2) 看護職員数の変更 看護師3名(看護職員総人数4名中パート1名)
	第6条 (4) 24時間連絡体制について削除
	第16条 1-(2) 継続研修回数を年4回以上から年2回以上に変更 【別表2】 『料金表』追加
令和3年11月1日	第10条 通常の事業実施地域の変更 【別紙1】 海老名市 を追加
令和4年1月1日	第5条 (2) 看護職員数の変更 (総人数4名→5名に)
令和4年12月1日	第5条 (2) 看護職員数の変更 (総人数5名→6名に)
令和5年1月24日	第5条 (1)、(2) 看護職員の職種変更 (兼務を追加記入)
令和5年1月27日	料金表様式変更
令和6年1月15日	第5条 (2) 看護職員数の変更 (総人数6名→7名に)
令和6年1月15日	別紙2 料金表にキャンセル料加筆、 利用者負担額の算出方法における負担割合の数値を加筆
	第9条 4としてキャンセル料について加筆
令和6年3月25日	第9条 虐待の防止のための措置に関する事項の追加 第10条 身体拘束等の適正化の追加

別紙 1

【 変更前 】

通常の事業実施地域

藤沢市
横浜市泉区
横浜市戸塚区
横浜市瀬谷区
横浜市栄区
茅ヶ崎市
鎌倉市
高座郡寒川町
綾瀬市

【変更後】 2021年11月1日～

通常 of 事業実施地域

藤沢市
横浜市泉区 横浜市戸塚区 横浜市瀬谷区 横浜市栄区
茅ヶ崎市
鎌倉市
高座郡寒川町
綾瀬市
海老名市

【訪問看護事業及び介護予防訪問介護事業の料金表】

すばる訪問看護リハビリステーション料金表【訪問看護】【介護予防訪問看護】

令和3年10月1日現在
4級地:10.84円

		単位数	金額(円)	利用者負担額(円)		
				1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護	20分未満	313	3392	340	679	1018
	30分未満	470	5094	510	1019	1529
	30分以上1時間未満	821	8899	890	1780	2670
	1時間以上1時間30分未満	1125	12195	1220	2439	3659
介護予防 訪問看護	20分未満	302	3273	328	655	982
	30分未満	450	4878	488	976	1464
	30分以上1時間未満	792	8585	859	1717	2576
	1時間以上1時間30分未満	1087	11783	1179	2357	3535

早朝(午前6時から午前8時)、夜間(午後6時から午後10時)は25%増

深夜(午後10時から午前6時)は50%増

加算	複数名訪問加算(Ⅰ) 看護師等/1回につき	30分未満	254	2753	276	551	826	
	複数名訪問加算(Ⅰ) 看護師等/1回につき	30分以上	402	4357	436	872	1308	
	複数名訪問加算(Ⅱ) 看護師・看護補助者/1回につき	30分未満	201	2178	218	436	654	
	複数名訪問加算(Ⅱ) 看護師・看護補助者/1回につき	30分以上	317	3436	344	688	1031	
	退院時共同指導加算(1回につき)			600	6504	651	1301	1952
	初回加算(1月につき)			300	3252	326	651	976

* 利用者負担額の算出方法

1ヶ月のサービス合計単位数×10.84円=〇〇円(1円未満切り捨て)

〇〇円-(〇〇円×(負担割合)(1円未満切り捨て))=□□円(利用者負担額)

※(負担割合)は利用者の負担割合(1割・2割・3割)

1割の場合は0.92割の場合は0.8、3割の場合は0.7を剰する

その他の費用	なし
--------	----

通常の実施地域外へ訪問看護を提供する場合の交通費 (実施地域を超えた地点から)	訪問看護等に要した交通費は、その交通手段に関わらず一切徴収しない。
--	-----------------------------------

キャンセル料	利用者の都合により当日の利用を中止した場合、キャンセル料としてその一割の額を徴収する。ただし利用者の体調不良等、当初な事由がある場合はこの限りではない。
--------	--

〈訪問看護ステーション利用料金〉 令和3年10月1日～

保険種別	介護保険による訪問看護	医療保険による訪問看護
訪問看護を利用できる方	要介護者など介護保険の被保険者で、 主治医が訪問看護を必要と認めた方	主治医が訪問看護の必要を認めた方 ①介護保険の対象でない(非該当の方等) ②介護保険の被保険者のうち、厚生労働大臣が特に定めた疾患や症状の方等 ③急性増悪等により頻回訪問看護を要する
訪問回数	ケアプランに準ずる	厚生労働大臣が定める疾病等、急性増悪時を除き週3回まで
利用料金 (保険適応)	費用の1割～3割を負担(1単位=10.84円) <訪問看護費(介護保険対象)> 20分未満 313単位/回 30分未満 470単位/回 30分以上60分未満 821単位/回 60分以上90分未満 1,125単位/回 <介護予防訪問看護費(要支援)> 20分未満 302単位/回 30分未満 450単位/回 30分以上60分未満 792単位/回 60分以上90分未満 1,087単位/回	費用の保険割合分に応じた額を負担(1～3割) 訪問看護基本療養費Ⅰ(1回30～90分) 週3日目まで 5,550円 週4日目以降 6,550円 基本療養費Ⅱ(同一建物居住者で同一日複数者) 週3日目まで 2,780円 週4日目以降 3,280円 基本療養費Ⅲ(外泊中の訪問看護) 8,500円 管理療養費 月の初日 7,440円 2日目以降 3,000円
※別途任意で契約	初回加算(新規利用者) 300単位 又は退院時共同指導加算 600単位 複数名訪問加算30分未満 254単位/回 30分以上 402単位/回	複数名精神科訪問看護加算 4,500円 訪問看護情報提供療養費 1,500円/月
キャンセル料	利用者の都合により、当日の利用を中止した場合、キャンセル料として、その一割の額を徴収する。ただし、利用者の体調不良等、正当な事由がある場合は、この限りではない。	
その他	サービス提供に必要な費用(介護用品)・・・・・・・・・・実費	

※各種保険の他、公費負担医療もお取扱いたします。